

案

発電量調整受電電力等に関する協定書

高槻市（以下「甲」とする。）、〇〇〇〇株式会社（以下「乙」とする。）および関西電力送配電株式会社（以下「丙」とする。）は、乙丙で締結した発電量調整供給兼基本契約書に定める甲のエネルギーセンター発電所（以下「発電者」とする。）の検針、発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量の取り扱いについて、次のとおり協定する。

第1条（発電場所）

甲が発電する場所は、大阪府高槻市前島3丁目8番1号とする。

第2条（計量器の設置場所）

甲が所有する計量器の設置場所は、別紙「計量器の設置場所」のとおりとする。

第3条（計量器の取り扱い）

甲の子計器C（第二工場発電機出口）および子計器D（第三工場発電機出口）の計量単位は、月間ごととする。

2 子計器C、子計器Dにおける責任箇所は、甲とする。

第4条（検針および結果提供）

甲は、毎月1日に検針作業を行うものとし、検針結果を原則として、丙の第1営業日に丙が予め指定した方法で丙へ送付するものとする。

第5条（バイオマス比率）

甲は、対象月の翌月10日までに、丙が予め指定した方法で、バイオマス比率および算出根拠を丙へ送付するものとする。

2 甲は、対象月のバイオマス比率が調達上限比率を超える場合は、調達上限比率を対象月のバイオマス比率として丙に送付し、丙は、調達上限比率のバイオマス比率にて第6条に定める仕訳を行うものとする。

第6条（子計器按分、FIT分および非FIT分の仕訳方法）

甲から丙に送付した各計量器の検針結果をもとに、丙は発電者の30分ごとの発電量調整受電電力量を次式により算定する。（電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。）

$$\textcircled{1} = (A + B) \times \frac{D}{C + D}$$

$$\textcircled{2} = (A + B) - \textcircled{1}$$

$$\textcircled{3} = \textcircled{1} \times \gamma$$

$$\textcircled{4} = \textcircled{1} - \textcircled{3}$$

【内 容】

- ① : 第三工場一般廃棄物発電設備（非F I T・F I T混焼）の30分ごとの発電量調整受電電力量
 - ② : 第二工場一般廃棄物発電設備（非F I T）の30分ごとの発電量調整受電電力量
 - ③ : 第三工場一般廃棄物発電設備（F I T分）の30分ごとの発電量調整受電電力量
 - ④ : 第三工場一般廃棄物発電設備（非F I T分）の30分ごとの発電量調整受電電力量
 - A : 親計器（常用線）で計測した30分ごとの発電量調整受電電力量
 - B : 親計器（予備線）で計測した30分ごとの発電量調整受電電力量
 - C : 子計器Cで計測した第二工場一般廃棄物発電設備（非F I T）の月間発電電力量
 - D : 子計器Dで計測した第三工場一般廃棄物発電設備（非F I T・F I T混焼）の月間発電電力量
 - γ : 第三工場バイオマス比率（％）
- 2 子計器の電力量按分比率は、小数点以下第四位で四捨五入する。
- 3 第三工場バイオマス比率（％）は、小数点以下第四位で四捨五入する。

第7条（協定書有効期間）

本協定書の有効期間は、2026年4月1日から、第1条に定める発電場所に係る乙丙間の発電量調整供給契約終了の日までとする。

第8条（その他）

この協定書に記載のない事項については、丙の託送供給等約款に基づき取り扱うものとし、この協定書によりがたい事項が生じた場合は、甲、乙、および丙との協議により決定するものとする。

この協定書締結の証として本3通を作成し、当事者記名、捺印のうえ、各1通を保有する。

2026年 月 日

（甲）大阪府高槻市桃園町2番1号

高槻市

代表者 高槻市長 濱田 剛史 ⑩

（乙）

⑩

（丙）大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号

中之島センタービル26階

関西電力送配電株式会社

託送営業部 ネットワークサービスセンター

所長 ⑩

(別 紙) 計量器の設置場所

